

派遣法第23条5項に基づく当社の労働者派遣事業の状況に関する情報

(2022年8月31日現在)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

下記に当社における情報提供項目を公開いたします。

【2022年度】 対象期間：2021年9月1日 ～ 2022年8月31日

①	派遣労働者の数	36人	月平均
②	派遣先事業所の数	10件	年度の実績
③	マージン率	30.7	(%) (④-⑤)/④
④	派遣料金の平均額	20,796	(円) 1日8時間換算
⑤	派遣労働者の賃金の平均額	14,410	(円) 1日8時間換算
⑥	教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人研修 ・中堅社員研修 ・リーダー研修 ・安全衛生教育 ・ネットワーク研修 セキュリティへ研修 	
⑦	その他	<p>マージン率には以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料(雇用保険、健康保険、厚生年金、労災保険) ・福利厚生費(有給休暇、健康診断等) ・社員研修費(資格取得奨励費用、講習受講費用等) ・会社運営費 ・営業利益 	
⑧	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<ul style="list-style-type: none"> ・労使協定を締結しているか否か ・労使協定対象労働者の範囲 ・労使協定の有効期間 	<ul style="list-style-type: none"> 締結している 当社社員全員 2022.04.01～2023.03.31